

時 期	復旧・復興段階
区 分	産業・雇用
分 野	観光業
検 証 項 目	観光地及び観光施設等の再建

根拠法令・事務区分	-
執 行 主 体	国、県（自主事業）市町（自主事業）施設所有者
財 源	文化財等の指定のある建造物については国庫補助あり ・国指定文化財 1 / 2 以上、県指定文化財 1 / 3 (阪神・淡路大震災では国指定文化財で補助率を原則20%かさ上げ) 文化財修理費助成事業補助、歴史的建造物等修理費補助（阪神・淡路復興基金） ・所有者負担額の 1 / 2
概 要	ホテル・旅館等の復旧状況（被災地内・営業許可総数の回復率）は、ホテルが平成7年9月末時点で85.4%、平成8年1月末時点で99.4%、また、旅館等が平成7年9月末時点で82.9%、8年1月末時点で84.4%であった。こうした状況を踏まえ、運輸省（当時）は、被災地域におけるホテル・旅館等の早期の営業再開や、利用の促進を図るための課題・方策を検討する「ホテル・旅館等復興対策協議会」を設置し、宿泊施設や観光施設の復旧状況等の情報提供体制を確立したほか、各種会議の誘致等の利用促進方策を策定し、その具体化を図った。 国や地方公共団体による文化財等の指定を受けていない歴史的建造物等の復旧については、震災当時、十分な補助制度がなかったことから、阪神・淡路大震災復興基金の活用により、所有者負担額の2分の1を補助する制度が創設された。しかし、これらの多くは、震災前の形に復旧再建されることはなく、中には、復旧せずに解体されたものもあった。

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>運輸省（当時）は、観光施設の復旧・復興に際して、以下の対策協議会・委員会を設置した。[『運輸白書（平成7年）』運輸省,p61-62]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館等復興対策協議会：被災地域におけるホテル・旅館等の早期の営業再開や、利用の促進を図るための課題・方策を検討する協議会を設置した。協議会では、宿泊施設や観光施設の復旧状況等の情報提供体制を確立したほか、各種会議の誘致等の利用促進方策を策定し、その具体化を図った。 ・総合的観光復興計画のあり方に関する調査委員会：この地域の観光資源や観光施設の被災状況、復旧見通しを把握するとともに、総合的な観光復興計画のあり方を検討するための調査委員会を設置し、調査・検討を行った。 <p>阪神・淡路復興対策本部が発行している『復興だより』第5号（平成8年10月3日発行）では、「神戸観光」を特集し、観光の現況について、同年8月現在の観光施設の復旧・復興並びに観光客の状況を掲載した。[『阪神・淡路大震災復興誌(第2巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p387]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 県・市町の成果を参照。</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>1月末から業界団体に対し、宿泊施設等の事業再開に必要な資金確保のため今回創設された県の緊急災害融資制度等の金融支援策についての情報を提供した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p202]</p> <p>兵庫県は、神戸・阪神地域の歴史的景観を復興し、文化豊かな街並みを取り戻すため、各地域のまちづくり団体や景観復興に取り組む団体との協働のもと、北野町の近代洋風建築、灘の酒蔵など歴史的景観の再生を進めてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財指定の受けた歴史的建造物等の復旧については、平成7～9年度までの3カ年計画を原則とし

て行うこととし、旧神戸居留地十五番館など国指定文化財等27件、重要伝統的建造物群保存地区1件（32棟）の計28件と、六甲八幡神社など県指定文化財等22件の復旧事業を実施することとした。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録 - 兵庫県』兵庫県,p284]

- ・文化財指定のない歴史的建造物等に対しては、修復に対する補助制度がなかったことから、復興基金を活用し、助成制度を創設した。（実施期間：平成7年度～16年度、補助率：所有者負担額の2分の1）[阪神・淡路大震災復興基金ホームページ（<http://web.pref.hyogo.jp/fkikin/>）]
ID051景勝地等の被害状況調査を参照

兵庫県は、平成10年3月に景観復興マスタープログラムを策定した。[『阪神・淡路大震災復興誌（第6巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p512-514]

- ・兵庫県都市住宅部は、平成9年度に、学識者、専門家、行政担当による「兵庫県景観復興マスタープログラム」策定検討委員会を設置。神戸、阪神、淡路のそれぞれの地域ごとに景観の現況を分析、問題点を整理し、景観対策のテーマを検討するとともに、景観復興の基本方針を立て、継承すべき景観資源を県民から公募して選定する「ふるさと景観資源継承事業」などのリーディング・プロジェクトを打ち出し、平成10年3月に「兵庫県景観復興マスタープログラム」として公表した。
ID051景勝地等の被害状況調査を参照。

兵庫県は、平成5年度から優れた建築物、まちなみ、広告、標識、活動団体を募集、学識者や関係団体の審査委員が選考したものを表彰する「さわやか街づくり賞」を設けていたが、平成10年度は同賞に「復興特別部門」を設けた。[『阪神・淡路大震災復興誌（第3巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p514]

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

ホテル・旅館等の復旧・復興状況

ホテル・旅館等の復旧率（被災地内・営業許可総数の回復率）

- ・ホテル 平成7年9月末 85.4% 8年1月末 99.4%
- ・旅館等 平成7年9月末 82.9% 8年1月末 84.4%

シティホテルの客室稼働率（神戸市内）

- ・平成7年7月 35.3% 8年1月 47.7%

（資料：兵庫県商工部産業政策課『平成7年度版 兵庫の産業』）

文化財、歴史的建造物等の復旧状況

- ・兵庫県内の指定文化財の復旧は、平成12年3月の国指定文化財・明石城巽櫓・坤櫓を最後に、すべて完了した。[『阪神・淡路大震災復興誌第5巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p149-154]
- ・北野・山本地区における伝建指定建造物は、全て保全された。なお、北野・山本地区における伝建指定建築物の修復事業にあたっては、国63%、県13.5%、市13.5%の補助がなされ、所有者負担は10%に抑えられた。また、北野・山本地区の都市景観形成地域内にある伝建指定外の建造物については、フロイドリープ邸、奥野邸、旧口シアクラブ、旧陳邸、ジャスワル邸、ドルゴフ邸、ジャーマル邸の7邸が解体された。[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p384]
- ・灘酒造地区の酒造建築物の多くは、文化財の指定を受けていないことから、所有者により再建された。灘酒造地区における酒蔵の再建状況を見ると、震災前の形に復旧再建されたものは全棟の3%（3件）新しくRC造や鉄骨造によって再建されたものは25%（14件）であった。なお、神戸市内において、江戸時代末期の酒造建築で地震当時現役の酒蔵であり、再建後も従来通り酒造を行うものは、泉勇之助商店（灘泉）の1軒のみとなった。[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p389-394]
- ・歴史的建造物の修理については、阪神・淡路大震災復興基金により、平成12年度までに284件、約10億円が補助された。
ID051景勝地等の被害状況調査を参照

市 町

阪神・淡路大震災に対して取った措置
「宮水の場とサイバーサカグラストリート～300年の伝統と向こう15年の復興計画～」の策定

	<ul style="list-style-type: none"> ・震災により被害を受けた西宮市の酒蔵地帯において、酒蔵、宮水、西宮神社などの地域資源を生かしたまちづくりを進めるため、西宮商工会議所が中心となり「宮水の場とサイバーサカグラストリート～300年の伝統と向こう15年の復興計画～」が平成8年3月にとりまとめられた。[『震災復興6年の総括 - 阪神・淡路大震災 - 』西宮市,p104] <p>摩耶ケーブル・ロープウェイの復旧[『阪神・淡路大震災復興誌(第6巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p559-560][『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p526-527]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摩耶ケーブル・ロープウェイは、震災により施設が損壊し運行を休止していた。また、震災後、摩耶ケーブル・ロープウェイの運営事業は、六甲摩耶鉄道から神戸市都市整備公社に譲渡されたが、赤字経営が想定されていたことから、事業再開は目処が立っていなかった。 ・平成11年8月、六甲観光の復活を図る目的で、神戸市は、「六甲・摩耶活性化研究会」を発足させた。研究会における検討をとりまとめ、摩耶ケーブルとロープウェイの復旧を柱とする六甲山の集客増加策について報告書を市長に提出した。 ・平成12年、市民からの要望を受け、摩耶ケーブル・ロープウェイが神戸市に無償譲渡され、同市の資金援助を受け、復旧された。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>摩耶ケーブル・ロープウェイの復旧[『阪神・淡路大震災復興誌(第6巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p559-560][『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p526-527]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市は、「六甲・摩耶活性化研究会」の報告書等を受け、ケーブルを運営していた六甲摩耶鉄道と復旧に向けた検討を進めた。その結果、神戸市が同ケーブルを同社から譲り受け、平成13年の春に再開することとなった。また、ケーブルの整備・運営は、ロープウェイを運営する整備公社が一体的に行う。 ・神戸市は、ケーブル復旧に必要な4億円を平成12年当初予算に計上。神戸市都市整備公社に貸し付ける計画で、ロープウェイの復旧費2億円は公社が自前で調達することとなった。 ・摩耶ケーブル(全長965m)と摩耶ロープウェイ(全長857m)が、平成13年3月に6年2ヶ月ぶりに営業を再開した。再開4ヶ月で震災前年の乗客数を上回った。
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>北野・山本地区における伝建指定建築物の修復事業にあたっては、国63%、県13.5%、市13.5%の補助がなされ、所有者負担は10%に抑えられた。一部指定外のものに対しても復興基金による助成等がなされた。[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p384]</p> <p>「北野・山本地区をまもり、そだてる会」では、震災直後から伝建指定以外の異人館を保存するとともに、これらを資料館として活用することを目的に「異人館基金」を創設した。[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p384-385]</p> <p>灘酒造地区の酒造建築物の多くは、文化財の指定を受けていないことから、所有者により再建されたが、即存不適格など、構造的な問題から伝統的な工法により再建されたものは、県指定文化財「沢の鶴大石蔵」のみとなった。</p> <p>ID051景勝地等の被害状況調査を参照</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>北野・山本地区の歴的建造物の保全状況[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p384]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北野・山本地区における伝建指定建造物は、全て保全された。 ・北野・山本地区の都市景観形成地域内にある、伝建指定外の建造物については、フロインドリーブ邸、奥野邸、旧ロシアクラブ、旧陳邸、ジャスワル邸、ドルゴフ邸、ジャーマル邸の7邸が解体された。 <p>灘酒造地区の酒蔵の保全状況[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p389-394]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・灘酒造地区における酒蔵の再建状況を見ると、震災前の形に復旧再建されたものは全棟の3%(3

	<p>件) 新しくRC造や鉄骨造によって再建されたものは25% (14件) であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市内において、江戸時代末期の酒造建築で地震当時現役の酒蔵であり、再建後も従来通り酒造を行うものは、泉勇之助商店(灘泉)の1軒のみとなった。
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果</p>	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 震災記念公園の整備(平成10年4月)[『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p427]</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県は、阪神・淡路大震災で北淡町に出現した野島断層を永久に保存し公開するために震災記念公園を整備、同公園は、平成10年4月2日に開園した。公園の整備は兵庫県が中心となり、監理・運営は、北淡町と県、地元漁協が出資した第三セクター「株式会社ほくだん」が実施している。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 震災記念館(震災記念公園)の入館者数</p> <ul style="list-style-type: none"> 開園当初、入館者数は年間30万人を予想していたが、開館2週間後には10万人を達成、1ヶ月後に30万人、約3ヶ月後の7月には100万人、約10ヶ月後の10月には200万人を達成した。
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 「北野工房のまち」の建設(平成10年)[『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p427]</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市においては、観光産業の発展を図るため、児童数の減少に伴い閉校した旧北野小学校校舎を活用し、観光客が神戸の地場産業である洋菓子、ファッション等の職人技術の見学や製作体験ができる「北野工房のまち」を平成10年7月11日にオープンさせ、神戸の新たな観光スポットとして脚光を浴びた。 <p>芦屋市都市景観条例の制定(平成8年)[『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p515-516]</p> <ul style="list-style-type: none"> 芦屋市は、平成8年6月に「都市景観条例」を策定した。 芦屋市都市景観条例は、震災前の平成6年から制定の準備が進められ、平成7年3月の市議会に上程する予定であったが、震災のため、延期された。その間に、解体跡地でマンションの新築の動きが出始めたので、届け出対象を3階以上のマンションも含めた条例に切り替えた。 芦屋市は震災後のまちなみの変化に対応するため、大規模建築物の届け出対象を高さ10mにするなど、より細かく取り決めた。また、建物の外壁や屋根の色についても、「芦屋の景観色」を決めて指導している。芦屋の景観色は、御影石と六甲山の色を参照に決めた。 芦屋市の景観条例の特色は、以下のとおり。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>市域全体で中規模以上の建築物(主に3階建以上のマンション)と第1種、第2種低層住宅では高さ8m、建築面積500㎡以上の住宅が届け出対象 表示面積30㎡以上の広告物も届け出対象。高架道路、横断歩道橋などの工作物なども景観デザインの協議の義務づけ 敷地緑化、生け垣の推奨、駐車場の緑化協力要請による修景緑化 芦屋の景観色の設定。</p> </div> <p>ID051景勝地等の被害状況調査を参照</p> <p>神戸市都市景観条例に基づく景観形成地区指定(平成11年)[『阪神・淡路大震災復興誌(第2巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p467][『阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p478-480]</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市は、昭和52年に「都市景観条例」を制定しており、震災前までに7地区指定されていた。条例は、市民の自主的な景観形成を支援するため、市民団体の活動や市民協定の締結に対して技術的援助を行うほか、その活動費の一部を助成することが定められている。震災後のまちづくり協議会の活動の中から地域の景観を向上させようとする動きが起こり、平成11年までに新たに4地区が追加指定された。 <p>各地区の景観形成市民協定の概要については「ID051 景勝地等の被害状況調査」を参照</p>

	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
その他	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>(異人館と呼べる施設であっても)伝建地区の区域に含まれていないか、含まれていても比較的建築年代が新しいことから、伝統的建造物に指定されていなかったものは解体された。(阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』)</p> <p>(旧居留地・栄町通に)集積されていた近代の歴史的建造物は、日本国内を見ても超一流のものであったが、それらは国指定の重要文化財の旧居留地十五番館を除いて、すべて未指定の建物であり、震災前からなかなか取り壊しに歯止めがきかない状態であった。旧居留地内は市条例によって景観形成地域に指定されているが、歴史的建造物の保存を個々に義務づけるほどの効力はもっていない。結果としてこの地区の動静は、ある程度の行政的な指導の及ぶ範囲での選択肢として、外壁保存、超高層建物の上積みという方法が選ばれてきたように思われる。(阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』)</p> <p>震災前に町並みとして評価し得るほど密度高く酒造建築が残っていたのは、魚崎郷の山邑酒造を中心とする地区、御影郷の泉勇之助商店、福寿、白鶴の地区で、その他にも二三の蔵が建ち並ぶ地域は何れも所があった。単体としての酒蔵は上述のごとくいくつかが再建されたが、町並みの再現は望むべくもなく、壊滅したといわざるをえない。事態は町並みどころか単体としての酒造の保存における問題が大きい。(阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』)</p> <p>景観形成・観光資源に大きな役割を果たしていた酒蔵や資料館、記念館が被害を受け、再建に莫大な費用がかかるため、公的助成を含め、震災前の地域性あふれる街並みをいかに再現するかが課題である。(三木徹也「阪神大震災の神戸経済への影響」『都市政策 no.81』(財)神戸都市問題研究所)</p> <p>「建築上の観点から見ても、建物の品質と設計は秀逸であるが、安全重視と迅速な再建という命題が与えられていたために、歴史的価値に富んだ多くの古い建物が取り壊された。神戸にいてもどこか他の先進国にいるのと変わらない印象しか残らない。」(セルジオー・プエンテ「住宅再建支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻《被災者支援》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)</p> <p>地域のコミュニティ、地域のアイデンティティ、地域の災害文化の形成という視点から見ると、我々が説明を受けたり見せていただいた現場からは評価すべき物が少なかった。部分的にはコレクティブ・ハウジングやシルバーハウジング、コミュニティプラザなど震災の経験がなければ出来なかった事業が生まれたが、日本人と都市環境の関わりの薄さが、コミュニティを崩壊させ、アイデンティティを消滅させてしまったのではなからうか。倒壊した建物の中にかげらを集めてでも元の形に修復すべきものはなかったのか。文化財という指定がなくても地域住民の記憶の風景として大切な遺産は数多くあったはずである。ガレキの撤去費用を全額国庫負担にしたために、残せる筈の建物も片付けられてしまった。それは一般の住宅にもいえることで、少し手を加えれば大丈夫だろうと考えていた建物もほとんど消え失せていた。もし、それらの建物が現地に残り、元の人が住んでいたら、被災後それぞれの仮設住宅でバラバラになった人たちも、必ず現地を何度も訪れているわけで、残っている人達との会話の中から、元のコミュニティが回復していくきっかけとなった筈である。半壊以下であったはずの建物も全壊ということで片付けられてしまい、結果的に阪神・淡路大震災の住宅被害は正確に分からず仕舞いになっている。また鉄筋コンクリートの建物でも、なぜ壊れたのかの追求も不十分に終わっている。全般的には早く片付けられたということは早い復興に繋がったわけでマイナスばかりではないが、本当の原因が分かれば、もっと多くの教訓が学べた筈である。(村上處直「住宅再建支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻《被災者支援》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)</p>	
課題の整理	
被災した歴史的まちなみ景観の保全・修復のあり方に関する検討 文化財等の未指定建造物における被害調査及び復旧のあり方に関する検討 ID051景勝地等の被害状況調査を参照	
今後の考え方など	
観光施設として再生した「北野工房のまち」の事例を参考に、古い建築物につきも利用できるものは再利用し、また、まちなみについても、景観協定の締結などによって、可能な限り保存していくことが必要である。(神戸市)	